

# 社会教育関係職員の養成について

菅原 春雄

## I はじめに

近年生涯教育とか生涯学習と言うことばがマスコミ界で話題になっている。生涯教育の原点を辿って見れば、古くからその必要性は言われていた。しかし今日のように、生涯教育、生涯学習が世界で注目されるようになったのは、1965年ユネスコの成人教育関係者たち（ユーゴスラビアのDeleon, A フランスのLengrand, P等）が中心となって、成人教育推進国際委員会において提唱したことによる。<sup>1)</sup>

それは

- 1 人間は胎児期から高齢期まで生涯にわたって教育・学習が必要であり、
- 2 この実現のためには、学校教育だけでは不十分であって、家庭教育、学校教育、社会教育を総合的に連携させ、人間の成長、一生の歩みが円滑に行くよう援助する必要がある。

よって人間は生から死に至るまで、生涯学習することが必要であるということである。

今日、高齢化、国際化とともに経済、科学技術の日進月歩で進行していて、すでに学校時代、大学時代に学んだ知識だけでは、社会に対処して行くことが困難になってきた。

また今日は高度情報化社会とも言われ、情報の洪水、氾濫が続いている。マスメディア、ニューメディアによる巨大な情報の発信、また受信もできるようになってきた。そして我々はそれらの情報から知識や教養を高めて社会に対処していかなければならない。

ところで、我が国の生涯教育、生涯学習の施策を辿って見れば、昭和46年「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」として社会教育審議会が答申したことにはじまる。<sup>2)</sup>昭和56年には「生涯教育について」中央教育審議会が答申した。<sup>3)</sup>

その答申は「人々は自己の充実、啓発や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段、方法を自ら選んで生涯を通じて行うものであり、生涯学習と呼ぶのがふさわしいとしている。そしてこの生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実しようとするのが生涯教育の考え方である」としている。昭和63年2月、社会教育審議会社会教育施設分科会は「新しい時代（生涯学習、高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について」中間報告を発表した。<sup>4)</sup>同年7月、文部省は機構改革を実施し、従来の社会教育局を生涯学習局としたことも注目されよう。

最近（平成2年1月30日）中央教育審議会は、「生涯学習の基盤整備について」答申した。<sup>5)</sup>そこでは生涯学習の必要性とその基盤整備が急務と強調している。

「近年社会の各分野において生涯学習への関心が高まり、学校、地域、職場等において、個人やグループが様々な機会や手段、方法を利用して多種多様な学習を行っている。このような生涯学習が盛んに行われている社会的

背景としては、<sup>6)</sup>所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、学習自体に生きがいを見いだすなど人々の学習意欲が高まっていることに加え、科学技術の高度化や情報化、国際化の進展により、絶えず新たな知識、技術を習得する必要性が生じていることが挙げられよう。特に今後は、産業構造や就業構造の急激な変化、さらには、本格的な高齢化社会の到来を背景に人々の学習需要は一層高度かつ多様なものとなるであろう。また我が国においては、学校教育への過度の依存に伴う学歴偏重の弊害が生じており、今後はこれを是正して、人々が生涯にわたって学習し、それを正当に評価する社会を築いていくことが重要と考えられる。

そういうわけで、文部省は、平成2年度予算案、生涯学習基盤の整備充実に132億3200万円を計上とか、生涯学習の推進として、生徒数の減少にともなう学校の開放、あるいは学校を中心としたその周辺に文化施設(図書館等も含む)の建築も検討すると言う。さらに先の生涯学習振興のための法律案「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」案が検討中と言う。<sup>7)</sup>

次に図書館と生涯学習の係りを考えて見よう。図書館は、今や国民の日常生活や生涯学習に必要な欠くべからざるものとなってきたことは言うまでもない。具体的には<sup>8)</sup>

1. 国民の生きがいとして、生涯学習の意欲が高まり、その充足の場として図書館が主要な役割を果たすものとなってきたことである。
2. 生涯学習の基礎となる自学能力を培うためには、学校図書館の充実発展が不可欠となってきたことである。
3. 高齢化社会の進展、福祉水準の向上により、障害者を含めた国民すべての文化活動の場、いこいの場として、図書館の社会的機能が重要視されてきたことである。

4. あらゆる分野の学術、文化、教育の発展、科学技術の急速な進歩、それに応じた産業構造の高度化により、大学、政府機関および民間企業等における調査、開発活動が活発となり、これにともなって、各種の知的資源蓄積の場として、図書館の果たすべき機能がきわめて重要になってきたことである。
5. 日本の国際的地位の向上とその責任の増大により、学術情報をはじめとする各種情報の国際交流が重要になってきていること、さらには、資源の乏しいわが国の国際社会に位置づけられるには、人的、知的能力のいっそうの開発、向上が必要となっていることである。こんな点を挙げるができる。

永井道雄日本図書館協会会長は、生涯学習と高度情報化時代に対応するため、図書館の役割として「公立図書館を全国いたるところにゆきわたらせて、その活動が、本当に人びとの求める知識と情報の要求に応じた豊かなものとなること、またすべての学校、大学、研究機関などの図書館が生き生きと、その使命を達成しなければならない<sup>9)</sup>と強調している。

このような観点から、この小論は生涯学習を支援する社会教育施設に働く専門職員、すなわち社会教育関係職員、とりわけ社会教育主事、司書、学芸員の養成方法や問題点について論考する。

## II 社会教育関係職員

社会教育関係職員は一般に社会教育行政機関や社会教育施設に働く職員を社会教育関係職員と言うが、これには、社会教育主事(補)、公民館長、公民館主事、図書館の司書(補)、博物館における学芸員(補)、青年の家、少年自然の家、婦人教育会館その他社会教育施設等の指導系職員などであり、この中でとくに専門

職員と言われる社会教育主事，司書，学芸員には資格が必要とされている。

先の答申「生涯学習の基盤整備について」において，<sup>10)</sup>生涯学習推進センターに配置される専門的職員として，社会教育主事，司書，学芸員などの既存の専門的職員との関連も踏えながら，新たな資格を設けることを提起している。それは「学術情報の収集，整理，提供，学習相談，学習プログラムの研究，企画，指導者研修」などの仕事であると言うが，それでは現行の社会教育主事とどうちがうだろうか。

社会教育関係職員には二つの側面をもっている。<sup>11)</sup>島田氏等によれば，社会教育職員の存在を「助長行政」を基本とする社会教育行政の原則に即して，条件整備の一環としてとらえるならば」として，住民の社会教育要求にこたえて，具体的な教育，学習，文化活動の組織化を援助するところに中心的な役割が求められる。この援助活動には

1 地域の実情と住民の要求に沿って施設や予算を整備していく外的な条件整備の側面

2 住民の学習活動にかかわって「求めに応じて」専門的技術的な助言をする側面

1の職員には教育委員会事務局職員として社会教育主事，補がおり，職務内容とすれば，予算，施設，職員態勢などの計画的な整備にかかわる。2の職員は施設職員として，公民館主事，図書館司書，博物館学芸員等で，職務内容とすれば，住民の自由な教育文化活動の場として，社会教育施設の管理運営と地域の必要に合った社会教育事業の実施や住民の学習活動への助言にかかわる。

次に社会教育関係職員の資格及び養成面について考察する。わかりやすく図式すれば次のようになる。<sup>12)</sup>

教育機関			行政機関		
博物館	図書館	公民館	教育委員会事務局	社会教育の職場	
学芸員 《博物館法第 四條》	司書 《図書館法第 四條》	(主事) 《社会教育法 第二十七條》	社会教育主事 《社会教育法 第九條の二》	専門職名	
学芸員・補 《博物館法第五條》	司書・補 《図書館法第五條》		社会教育主事・補 《社会教育法第九條の四》	資格	
(三) 国家試験 《博物館法施行規則》	(二) 講習 《国立社会教育研修所》 《博物館法第五條》	(一) 大学 《図書館法第五條》 《大学》 《図書館法第六條》 《図書館法施行規則》	(二) 講習 《社会教育法第九條の五》 《社会教育主事等講習規程》	(一) 大学 《社会教育法第九條の四》 《大学および国立社会教育研修所》	資格取得の方法

表でもわかるように，公民館における公民館主事は社会教育法では「主事その他必要な職員を置く」となっており，公民館で働く専門職員の法的位置づけがきわめて不十分である。よってここでは社会教育関係職員の中で社会教育主事，司書，学芸員の三つについて資格及び養成方法について考察する。

## II-1 社会教育主事

まず社会教育とは何かより進めてみると，社会教育法（昭和24.6.10 法律第207号）<sup>13)</sup>第2条社会教育の定義としてこの法律で「社会教育」とは，学校教育法に基き，学校の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活

動を含む)をいう。」とある。それに従事する専門職員の職務内容が同法9条の3として社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事補は社会教育主事の職務を助ける。となっており、同法9条の2では社会教育主事の必要が規定されている。

### 資格取得及び養成方法

#### ●資格取得（社会教育法第9条の4）<sup>14)</sup>

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、且つ、3年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に関係のある職にあった者で、第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 2 教育職員の普通免許状を有し、且つ、5年以上文部大臣の指定する教育に関する職にあった者で、第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあったもの
- 4 第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了した者で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

#### ●養成方法

##### 1 大学

社会教育法策9条4の3に基づいて「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育

育に関する科目の単位を修得した者で」として社会教育主事講習等規程第11条に規定されている。この規程は昭和26年施行されたもので、時代の要請に答えて昭和62年2月10日次のように科目が変わった。<sup>15)</sup>

科 目	単位数
社会教育の基礎（社会教育概論）	4
社会教育計画	4
社会教育演習	1つ以上の科目
社会教育実習	
社会教育課題研究	4
社会教育特講Ⅰ （現代社会と社会教育）	12
社会教育特講Ⅱ 社会教育活動、事業施設）	
社会教育特講Ⅲ （その他必要な科目）	

各大学はこのカリキュラムに準拠して社会教育主事課程として専門科目と同時に希望者は履修している。付 参照

#### <科目内容紹介>

社会教育の基礎（社会教育概論）は社会教育の意義、生涯教育と社会教育、社会教育と社会教育行政、一般行政と社会教育行政、社会教育の内容、方法、形態、学習者、社会教育指導者等の事項について授業を行うものとする

社会教育計画は地域社会と社会教育、社会教育調査とデータの活用、社会教育事業計画、社会教育の対象の理解と組織化、学習情報提供と学習相談、社会教育と広報・広聴、社会教育施設の経営、社会教育の評価等の事項について授業を行うものとする

社会教育特講は、国際化と社会教育、高齢化と社会教育、情報化と社会教育、家庭教育と社会教育、青少年問題と社会教育、婦人問題と社会教育、環境問題と社会教育、同和問題と社会教育、社会教育行政、視聴覚教育、学校開放、ボランティア活動、社会体育、健康教育、消費者教育、文化財の

保護、社会福祉と社会教育、企業内教育、職業訓練、民間教育、学習機関等の事項のうちから選択して授業を行うものとする  
最近各大学では教員志望から社会教育主事の希望が多く生涯学習をささえる専門職員として注目されている。

## 2 講習

社会教育主事の資格を得る方法として、大学で社会教育主事課程のほかに、講習において取得する方法がある。(社会教育法第9条の4-1, 2, 4)

毎年夏期、国立大学を中心に実施している。  
趣旨 この講習は、社会教育主事となるべき者に、その職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となる資格を付与することを目的とする。

ちなみに平成2年度社会教育主事講習実施大学を紹介すると<sup>16)</sup>

大 学	講 習 期 間	定 員
北海道教育大学	平成2年7.23~8.17	90
弘 前 大 学	7.16~8.10	100
東 北 大 学	6.25~8.13	120
茨 城 大 学	7.13~8.21	120
埼 玉 大 学	7.9~8.9	110
山 梨 大 学	7.23~8.22	100
金 沢 大 学	7.23~8.28	120
信 州 大 学	7.23~8.21	110
愛知教育大学	6.25~8.28	120
京都教育大学	7.5~8.10	100
大 阪 大 学	7.18~7.26	48
神 戸 大 学	6.19~7.27	60
岡 山 大 学	7.23~8.28	100
広 島 大 学	7.5~8.1	110
鳴門教育大学	7.23~8.23	80
九 州 大 学	7.18~8.22	100
熊 本 大 学	7.5~8.9	100

## ●社会教育主事講習科目

科 目	単 位 数
社 会 教 育 の 基 礎 (社会教育概論)	2
社 会 教 育 計 画	2
社 会 教 育 演 習	2
社 会 教 育 特 講	3

また文部省社会教育研修所において社会教育主事講習を実施している。

所定の期間において所定の科目に合格した場合資格証明書が付与される。一つのサンプルとして

社会教育主事資格認定証書	
写真添付	本 籍 現 住 所 氏 名 生年月日
上記の者は、社会教育法第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があることを認定する。	
年 月 日 都道府県教育委員会 印	

昭和62年2月社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令が施行された。(正式には昭和62年4月1日)それによると従来の科目、単位が縮小された。図書館における司書の科目現行は19単位である。同じ社会教育関係職員なのに、又社会教育主事は行政職であり、図書館、博物館とちがう。図書館等は教育機関であり、行政機関とちがってそれではよいか。ところが行政当局は同一にしたい意向があることを指摘し、図書館における専門職としての司書については、別項司書の

ところで述べる。

〈参考文献〉

- 1) 拙著 参考文献利用の研究について 文教大学女子短期大学部研究紀要第30集 P25～30 (1986)
- 2) 福原匡彦 社会教育法解説 全日本社会教育連合会 昭和57
- 3) 文部省 生涯教育〈中央教育審議会答申〉 大蔵省印刷局 昭和56
- 4) 稻生勁吾編著 社会教育概論 樹村房 昭和61
- 5) 特集 生涯教育と図書館 図書館界Vol. 42, No. 3 1990

## II-2 司 書

司書といえば、一般に図書館で働く専門職員をいう。具体的には、図書館法第4条に、「図書館に置かれる専門的職員」を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。」とあり、司書および司書補の職務内容が示されている。

図書館は従来人類の記録された知識・情報を蓄積し住民へ伝達するための情報センターとしての機能を果してきた。しかし近年は科学技術の急速な進歩により、知識、情報は増大し、記録メディアは多様化し、通信メディアも発達してきた。<sup>17)</sup>

それに対応した情報の蓄積と検索を目的とした情報システムの改革が、図書館に求められ、また今日生涯学習時代といわれ、図書館は学習センターとして学習支援システムとしての図書館の機能が求められるなど、図書館に求められる課題が多い。それ故、図書館は学習支援センターとして機能する一つの要因として、そこで働く図書館専門職員の養成制度もこの機会に再考されなければならない。

## ●養成方法

### 1 大 学

司書の資格取得として図書館法第5条2項に「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」とあり、各大学、短大ではこれに基づいて、図書館学部、図書館学科、あるいは司書課程とって他の学科とあわせて履修し、卒業時にその資格が付与される。付 参照

### カリキュラム

これは図書館法施行規則第4条に基づいて実施されている。昭和43年科目が従来の15単位から19単位に変更された。

群	科 目	単位数
甲 群	図書館通論	2
	図書館資料論	2
	参考業務	2
	参考業務演習	1
	資料目録法	2
	資料目録法演習	1
	資料分類法	2
	資料分類法演習	1
乙 群	図書館活動	2
	青少年の読書と資料	1
	図書及び図書館史	1
	図書館の施設と設備	1
	資料整理法特論	1
丙 群	情報管理	1
	社会教育	1
	社会調査	1
	人文科学及び社会科学の書誌 解題	1
	自然科学と技術の書誌解題	1
	マスコミュニケーション 視聴覚教育	1

大学の図書館学科目はこの科目を準拠して

実施されているが、改訂当初より矛盾、見直しが叫ばれていた。昭和56年には図書館事業振興法案にも提言している。

昭和57年にも日本図書館協会は文部省へ司書養成科目改定について要望書を出している。

また同年大学基準協会は、図書館情報学教育に関する基準およびその実施方法を発表した。昭和62年社会教育主事講習等規程の改正を機に、図書館界（日本図書館研究会、日本図書館協会図書館学教育部会）で改訂の要望ないし、見直し案（3案）が検討されているおり、平成2年文部省は「図書館ワーキンググループ」を設け、司書講習科目の見直し、図書館法18条の問題など検討されているようだ。

司書講習科目改訂素案を見ると現行19単位から15単位構想らしいと図書館教育界では反対している。<sup>18)</sup>

### ●司書講習科目素案

	科 目	
	生涯学習、社会教育の基礎	1
	図書館活動と図書館の経営	2
	図書館資料	2
	目録と分類	2
	情報管理	2
	情報サービスと参考調査	2
	図書館演習	2
必	奉仕計画立案の実際	
	参考調査の実際	(1)
	奉仕活動の技術	
	データ入力・データベース	
	検索の実際	
	目録記入の実際	
	資料分類の実際	
修	図書館特講（内容選択）	(1)
	図書館の施設と設備	2
	人文科学及び社会科学の書誌解題	

科	自然科学と技術の書誌解題 マス・コミュニケーション 視聴覚教育 調査の種類と技法 出版と流通 図書館活動と著作権 図書館とボランティア 図書館の歴史 諸外国の図書館 情報化と図書館 国際化と図書館 児童室の経営 コミュニケーション論 カウンセリングの技法	15
---	--	----

### 2 講 習

司書の資格を得る方法として先の大学で取る方法とこの講習でとる方法がある。

受講資格は図書館法第5条による。

- 1 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- 2 大学を卒業きた者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 3 3年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの

カリキュラムは先の図書館法施行規則第4条の規定により実施されている。

平成2年度文部大臣委嘱司書、司書補講習実施大学は次のとおりである。<sup>19)</sup>

実施大学	定員
富士大学	
司書 7.9～9.12	70
司書補 7.9～8.25	40
図書館情報大学	
司書 7.4～8.23	30
大正大学	
司書 7.2～9.3	120
鶴見大学	
司書 7.2～9.28	120
司書補 7.2～9.28	50
愛知学院大学	
司書 7.2～8.31	200
司書補 7.13～8.31	70
桃山学院大学	
司書 5.30～10.30	
6.30～9.10	
司書補 5.30～12.15	50
広島文教女子大学	
司書 7.13～9.5	120
九州国際大学	
司書 7.16～9.8	70
別府大学	
司書 7.16～9.8	100
司書補 7.23～8.30	50

### ●資格付与のサンプル

大学の例

<p><b>図書館司書単位修得証明書</b></p> <p>平成 年 3 月</p> <p>氏 名</p> <p>昭和 年 月 日生</p> <p>上記の者は平成 年 3 月図書館法第 5 条 第 1 項第 2 号に規定した単位を修得したこ とを証明する。</p> <p>平成 年 3 月 日</p> <p>〇〇〇〇大学長 〇〇 〇〇</p>
---

講習の例

<p>第 号</p> <p><b>修了証書</b></p> <p>氏 名</p> <p>右の者は図書館法第 6 条の規定による講 習において19単位以上を修得し司書となる 資格を有する者であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇〇〇大学長 〇〇 〇〇</p>
---

#### 〈参考文献〉

- 拙著 図書館員になるには、私立短期大学図書館協  
議会 昭和57
- 拙著 図書館員になるには 改訂版 私立短期大学  
図書館協議会 昭和59
- 拙著 情報化社会における情報処理技術論 奥州大  
学紀要第 2 号 昭和45 P51～60
- 拙著 我が国における図書館学教育の発展について  
文教大学女子短期大学部研究紀要第21集 1977  
P49～58
- 拙著 司書講習の史的考察 同 第22集 1978  
P64～76
- 拙著 日本の大学における図書館学教育の史的考察  
同 第23集 1979 P22～32
- 拙著 情報処理教育の課題—大学の場合— 同  
第24集 1980 P11～20
- 拙著 ドキュメンタリストの教育と養成について  
同 第25集 1981 P1～12
- 拙著 短期大学における図書館学教育の現状と問題  
点 同 第26集 1982 P29～37
- 拙著 短期大学における図書館学教育—教科書の研  
究— 同 第27集 1983 P1～9
- 拙著 司書教諭の諸問題について 同 第29集  
1985 P49～57
- 拙著 図書館員養成におけるカリキュラムの諸問題  
について 同 第31集 1987 P107～120
- 久保輝己著 図書館司書という仕事 ぺりかん社  
1986



## II-3 学芸員

受験案内書に大学在学中に取得できる資格として学芸員の紹介がある。「学芸員は博物館における専門職員で、資料の収集・保管・展示や調査・研究などを仕事としています。大学で博物館学，教育原理，社会教育概論，視聴覚教育，博物館実習の科目について所定の単位を修得すれば資格が得られます。また短大で前記の科目について所定の単位を修得した者は，卒業後に学芸員補として3年以上の実務経験を経た後に学芸員の資格が得られます。」とある。

### 資格取得及び養成方法

資格取得方法は大学在学中博物館学課程を履修し，所定の単位を修得して資格を得る方法と国家試験による資格認定（試験認定・無試験認定）と講習などある。

#### ●大学における博物館に関する科目

科 目	単 位
博 物 館 学	4
教 育 原 理	1
社 会 教 育 概 論	1
視 聴 覚 教 育	1
博 物 館 実 習	3

付：参照

#### ●試験認定による科目

必 修 科 目	
博物館学	筆記及び口述
教育原理	筆記
社会教育概論	筆記
視聴覚教育	筆記

選 択 科 目		
文 化 史	2 科目選択	筆記
美 術 史		筆記
考 古 学		筆記
民 俗 学		筆記
自然科学史		筆記
物 理		筆記
化 学		筆記
生 物 学		筆記
地 学	筆記	

所定の資格認定試験に手続き合格すれば次のような合格証書が授与される。

合 格 証 書	
証第 号	
本籍	
氏名	
生年月日	
上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（無試験認定）に合格し、学芸員となる資格を有することを証する。	
年 月 日	
文 部 省	

#### <参考文献>

金子星重編著 司書・学芸員になるには ぺりかん社 1977

## III. 社会教育関係職員の対比

次表の如く，同じ社会教育関係職員でも行政面での指導助言あるいは社会教育の施設として司書，学芸員，これらは教育的機能，社会的機能を持っている。そういう面からカリキュラムあるいは単位数もそれぞれ異っている。三つの職員の中で，とくに図書館で働く専門職員として司書職は，この生涯学習時代にとっては重要な役割である。それには専

社会教育主事・司書・学芸員関係対比表

項 目	社会教育主事	司 書	学 芸 員
法的根拠	社会教育法	図書館法	博物館法
公布年月日	昭和24.6.10	昭和25.4.30	昭和26.12.1
施行規則	社会教育法施行令 (昭和24.7.22)	図書館法施行規則 (昭和25.9.6)	博物館法施行規則 (昭和30.10.4)
機 関	行政機関	〈社会教育のための教育機関〉	
職 場	教育委員会事務局	図書館	博物館
専 門 職 員	社会教育主事(補) (社会教育法第9条の2)	司 書(補) (図書館法第4条)	学芸員(補) (博物館法第4条)
職 務	社会教育法第9条の3	図書館法第4条	博物館法第4条の4
資 格	社会教育主事(補)	司 書(補)	学芸員(補)
資格取得方法	〔大学 (社会教育法第9-3) 講習 (社会教育法第9-5)〕	〔大学 (図書館法第5-2) 講習 (図書館法第5-1)〕	大学 (博物館法第5-1) 国家試験(資格認定) (博物館法施行規則第2章)
単 位	〔大学 24 講習 9〕	〔大学 19 講習 19〕	大学 10
資格付与	社会教育主事(補) (都道府県教育委員会)	司 書(補) (実施大学長)	学芸員(補) (文部省)

専門職として一層の資質向上を図っていかなければならない。ところが一方行政当局で近時社会教育関係職員の一律的な養成を考えているようである。(例えば社会教育主事と司書の単位数) 資質能力の向上は現場でトレーニングすべきであると言う声もあり、司書講習科目の削減が話題になっているが、我々図書館員養成の立場からすれば、まさに逆行であり、不満である。

我々の望みは現行の19単位から最低でも24単位の線で進めているところである。文部省は生涯学習社会への基盤整備として力を注いでいるようであるが、当面我々は司書講習科目の見直し作業を前向きな姿勢で成り行きを見守りたい。

#### IV おわりに

最近各大学で近い将来進学率の低下を予想し、各施策が行われている。教員養成大学では、従来の教員免許取得養成から幅広く、何でも資格を与えようということで、社会教育主事、司書、司書教諭、学芸員、社会福祉士、秘書、栄養士、衣料管理士など多様な講座を開設している。その中でも、今日生涯学習時代と言われ、生涯学習を支援する社会教育関係職員の養成及びその周辺の整備拡充は早急な課題であろう。

すでに昭和46年社会教育審議会が「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方

について」の中で、社会教育主事養成制度の改善を図ることと指摘している。<sup>20)</sup>

社会教育主事の質の改善を図るため、従来から行われている大学における社会教育主事講習の拡大を図るとともに、その内容（科目の種類・内容・単位・履修方法等）についても改善、充実を考えなければならないとしている。また平成2年1月30日、中央教育審議会が「生涯学習の基盤整備について」を答申した。<sup>21)</sup>生涯学習の基盤整備のための施策の中で、「地域における生涯学習推進センターは、その機能を十分に果していくためには、生涯学習に関して幅広い知識経験を有する専門的職員を配置する必要があると指摘し、社会教育に関しては、現在社会教育主事、図書館の司書、博物館の学芸員などの資格制度が整備されているが、この推進センターに置かれる専門的職員についても、既存の専門的職員との関連も踏まえながら、生涯学習に関する実務経験や知識も考慮して資格を設けることが適当である。なおこの専門的職員については、他の生涯学習施設にも配置を奨励することが望まれる」と提言しているが、ただ、同じ社会教育職員の中でも、我々が関与している図書館情報学の立場からして、また先の対比からして、図書館は住民の知的要求、あるいは、学習を支援していくための専門職員の重要性和資質向上には早急な改善が望まれることを期待し終りとする。

#### 〈参考文献〉

平成元年度入学者用資格課程受講の手びき 国学院大学

横山 宏編 社会教育職員の養成と研修「日本の社会教育第23集」東洋館 昭和54

埼玉県教育委員会 社会教育Q & A 110 第一法規 昭和56

#### 〈引用文献〉

- 1) 麻生 誠 生涯教育論—生涯教育学の成立をめざきて— 放送大学教育振興会 昭和60 P12  
稲生勁吾編著 社会教育概論 樹村房 昭和61 P12
- 2) 文部省内社会教育行政研究会編 社会教育行政必携 昭和62年版 第一法規 昭和61 P101~144
- 3) 文部省 生涯教育〈中央教育審議会答申〉大蔵省印刷局 昭和56
- 4) 図書館雑誌 Vol.82 No.3 (1988) P124~128
- 5) 図書館雑誌 Vol.84 No.3 (1990) P131~135
- 6) 1のP80~81
- 7) 図書館雑誌 Vol.84 No.6 (1990) P346~348  
生涯学習振興法成立(1990.6.29)
- 8) 図書館事業振興法(仮称)検討会 図書館事業の振興方策について「図書館年鑑82」日本図書館協会 1982 P518
- 9) 全国図書館大会実行委員会 平成元年度(第75回)全国図書館大会記録—宮崎— P7
- 10) 5と同じ
- 11) 島田修一、藤岡貞彦編 社会教育概論 青木書店 1982 P157
- 12) 月刊社会教育編集部 社会教育とはなにか—新しく学ぶ友へ— 国土社 1982 P158
- 13) 2のP45
- 14) 2のP47
- 15) 図書館雑誌 Vol.81 No.4 (87.2) P175
- 16) 官報 第374号 平成2年5月24日
- 17) 宮内美智子 資料組織法演習におけるBISCの活用 第37回日本図書館学会研究大会発表要綱 1989 P55
- 18) 今まど子 文部省による司書講習科目見直し素案の概要 図書館雑誌 Vol.84 No.7 P442—443 (1990.7) 注:再修正案では単位数は削除になっている。
- 19) 学校図書館速報版 第1284号 1990年4月5日  
〈平成2年度司書、司書補講習要領〉
- 20) 2と同じ
- 21) 7と同じ

付 大学，短大在学中資格取得できる社会教育関係職員一覧

大学名	学部	社会主事	司書(教)	学芸員	大学名	学部	社会主事	司書(教)	学芸員
<b>&lt;国立&gt;</b>					東京都立大学	人	○		○
北海道大学	教	○	○	○	横浜市立大学	文・理		○ ○	
北海道教育大学	教			○	都留文科大学	文	○	○	○
弘前大学	教	○			金沢美術工芸大学	美			○
秋田大学	教	○	○	○	静岡県立大学	文		○ ○	
山形大学	教			○	愛知県立芸術大学	美			○
東北大学	全	○	○ ○	○	京都市立芸術大学	美			○
宮城教育大学	教	○			大阪女子大学	学	○	○ ○	
福島大学	教	○			大阪市立大学	文			○
筑波大学	全	○		○	山口女子大学	文		○ ○	
図書館情報大学	情		○		<b>&lt;私立&gt;</b>				
群馬大学	教	○		○	札幌学院大学	全			○
埼玉大学	教	○	○	○	道都大学	社・美	○		○
お茶の水女子大学	教	○		○	北星学園大学	文	○		
東京大学	教	○	○ ○	○	北海学園大学	経・法		○ ○	
東京学芸大学	教	○	○ ○	○	弘前学院大学	文	○	○	○
東京芸術大学	美			○	富士大学	文		○ ○	
信州大学	教		○ ○		盛岡大学	文		○	
新潟大学	教	○			仙台大学	体	○		
金沢大学	法			○	東北学院大学	文	○	○ ○	○
静岡大学	教・人		○	○	東北福祉大学	社	○	○ ○	○
名古屋大学	教・人	○	○	○	東北生活文化大学	家			○
三重大学	教		○ ○	○	宮城学院女子大学	学		○	
滋賀大学	教	○			いわき明星大学	人	○	○	
京都大学	教・文	○	○ ○	○	茨城キリスト教大学	文	○		○
京都教育大学	教		○		常磐大学	人		○ ○	
大阪大学	人・文	○		○	跡見学園女子大学	文		○ ○	○
大阪教育大学	教		○		独協大学	全		○ ○	
奈良教育大学	教	○		○	文教大学	人	○		
奈良女子大学	文		○	○	淑徳大学	社	○	○	
神戸大学	教・文	○	○	○	麗沢大学	全		○	
鳥取大学	教		○		和洋女子大学	全		○	
岡山大学	教・文			○	聖徳大学	全		○ ○	○
広島大学	教	○	○	○	青山学院大学	全	○	○ ○	○
愛媛大学	教	○			垂細垂大学	全	○	○ ○	
高知大学	教		○		大妻女子大学	文・家		○ ○	○
九州大学	教・文	○	○	○	学習院大学	文		○	○
佐賀大学	教	○			共立女子大学	文・家		○ ○	○
長崎大学	教	○	○		慶応義塾大学			○ ○	○
熊本大学	教・法			○	国学院大学	全	○	○ ○	○
鹿屋体育大学	体	○			国士館大学	文	○	○ ○	○
琉球大学	教		○		駒沢大学	全	○	○	○
<b>&lt;公立&gt;</b>					実践女子大学	全		○ ○	○
群馬県立女子大学	文			○	昭和女子大学	全		○ ○	○
					上智大学	文		○ ○	○

大学名	学部	社会主事	司書(教)	学芸員	大学名	学部	社会主事	司書(教)	学芸員
女子美術大学	芸			○	名古屋経済大学	経		○	
白百合女子大学	全		○ ○		南山大学	文			○
杉野女子大学	家			○	日本福祉大学	社	○		
成城大学	文			○	岐阜女子大学	文			○
聖心女子大学	文		○ ○	○	皇学館大学	全		○ ○	○
専修大学	全		○ ○	○	大谷大学	全	○	○	
創価大学	教	○		○	京都外国語大学	全		○ ○	
大正大学	文	○	○ ○	○	京都女子大学	全		○	
大東文化大学	全	○	○ ○		同志社大学	全	○	○ ○	○
玉川大学	全	○	○ ○	○	京都橘女子大学	全		○ ○	○
多摩美術大学	美			○	ノートルダム女子大学	全		○ ○	
中央大学	文	○	○ ○	○	花園大学	全	○	○	○
東海大学		○	○ ○	○	仏教大学	全	○	○ ○	○
帝京大学	全	○	○		龍谷大学	文	○		○
東京家政学院大学	人			○	立命館大学	文			○
東京農業大学	農		○	○	追手門学院大学	文・経	○		○
東洋大学		○	○ ○		大阪芸術大学	美		○	○
日本社会事業大学	社	○			大阪障蔭女子大学	学		○ ○	
日本女子大学	全体	○	○ ○	○	大阪体育大学	体	○		
日本体育大学	全体	○			大谷女子大学	文		○	○
日本文化女子大学	家		○ ○	○	関西大学	全	○	○ ○	○
法政大学	全	○	○ ○	○	近畿大学	全		○	
武蔵大学	人	○		○	四天王寺国際仏教大学	文		○	
武蔵野女子大学	文		○ ○		帝塚山学院大学	全		○	○
武蔵野美術大学	文			○	梅花女子大学	文		○ ○	
明治大学	全	○		○	阪南大学	全		○ ○	
明治学院大学	社	○			桃山学院大学	全		○	
明星大学	人	○	○ ○		帝塚山大学	教		○	○
立教大学	全	○	○ ○	○	天理大学	全		○ ○	○
立正大学	文	○	○	○	奈良大学	文			○
和光大学	全	○	○ ○	○	声屋大学	神・教	○		
早稲田大学	全	○	○ ○	○	大手前女子大学	全		○	○
関東学院大学	全	○	○ ○		関西学院大学	全	○	○	○
相模女子大学	学		○ ○		甲南大学	全		○ ○	
鶴見大学	文		○ ○	○	甲南女子大学	全	○	○	○
神奈川大学	全	○			松蔭女子学院大学	全		○	
昭和音楽大学	音	○		○	親和女子大学	文		○	
金沢女子大学	文			○	園田学園女子大学	倉		○ ○	
金沢美術工芸大学	美			○	武庫川女子大学	文		○ ○	
長野大学	産	○			岡山理科大学	理			○
常葉学園大学	教		○		就実女子大学	全	○	○	○
愛知大学	全		○ ○		ノートルダム清心女子大学	文		○	○
愛知学院大学	全		○ ○	○	広島修道大学	人	○		○
愛知淑徳大学	全		○	○	広島文教女子大学	文	○	○ ○	○
福山学園大学	家・人			○	安田女子大学	文	○	○ ○	
中京女子大学	家・体	○			梅光女子学院大学	全		○ ○	○
中京大学	全		○ ○		徳島文理大学	家	○		
					四国女子大学	文	○	○ ○	○

大学名	学部	社会主事	司書(教)	学芸員	大学名	学部	社会主事	司書(教)	学芸員
松山大学	人		〇〇		学習院女子短大			〇〇	
九州産業大学	全	〇	〇〇	〇	共立女子短大	全		〇	
九州女子大学	文		〇〇		国士館短大	全		〇〇	
福岡大学	全	〇		〇	駒沢短大			〇	
九州国際大学	全		〇〇		産能短大			〇	
西九州大学	家	〇			実践女子短大			〇	
別府大学	文		〇〇	〇	淑徳短大	口・英		〇	
鹿児島経済大学	全	〇	〇		昭和女子短大	全家		〇〇	
鹿児島女子大学	全	〇	〇〇	〇	杉野女子短大	家	〇		
					東洋大学短大			〇〇	
〈公立短大〉					東横学園女子短大			〇	
山形県立米沢女子短大			〇〇		日本経済短大	全		〇〇	
静岡県立大学部短大			〇〇		武蔵野女子短大			〇〇	
島根県立島根女子短大	文		〇		関東学院大女子短大			〇〇	
					相模女子短大	口・英		〇〇	
〈私立短大〉					鶴見大女子短大	口		〇〇	
駒沢大学苫小牧短大			〇		文教大女子短大	文・英		〇〇	
札幌大学女子短大	全	〇	〇〇		横浜創英短大	情		〇	
静修短大	教		〇		昭和音楽大学短大		〇		
北海道武蔵女子短大	教		〇		新潟短大	全		〇	
青森短大	全家		〇		新潟中央短大	全文		〇	
青森中央短大	家		〇〇		富山女子短大	文		〇〇	
弘前学院短大	全		〇		北陸学院短大	教		〇	
聖和学園短大	全		〇〇		山梨英和短大	全		〇〇	
山形女子短大	口・文		〇〇		上田女子短大	全		〇〇	
郡山女子短大	文・化	〇	〇	〇	信州豊南女子短大	全		〇〇	
茨城キリスト教短大	全		〇〇		松商学園短大	全		〇	
茨城女子短大	文・科		〇〇		日本大学三島短大	文		〇	
土浦短大	口・文		〇〇		東海女子短大			〇〇	
常磐大学短大	教		〇〇		常葉学園短大			〇〇	
水戸短大	商・経		〇〇		愛知学泉女子短大	家		〇〇	
宇都宮文星短大	文	〇		〇	愛知大学短大			〇〇	
国学院大学栃木短大	全	〇	〇〇	〇	愛知学院短大	文		〇	
作新学院女子短大	文		〇		一宮女子短大	家家		〇〇	
群馬女子短大	全		〇〇		安城学園女子短大	家		〇〇	
関東短大	全		〇		椋山女学園短大	全		〇〇	
立正大学短大		〇			中部大学女子短大			〇〇	
埼玉純真女子短大	英・初		〇〇		名古屋自由学院短大	文・児		〇	
十文字学園女子短大	全		〇〇		市邨学園短大			〇	
女子聖学院短大	口・英		〇〇		松阪女子短大	全		〇〇	
江戸川女子短大	人	〇		〇	滋賀文教短大	全		〇	
聖徳大学短大	文		〇〇		大谷大短大	全		〇	
昭和学院短大	全		〇		京都精華大短大	全		〇	
千葉経済短大	商・経		〇〇		光華女子短大			〇	
和洋女子短大	全		〇		京都女子短大	全		〇	
青葉学園短大			〇〇		京都文化短大			〇	
青山学院女子短大	全		〇		大阪青山短大		〇	〇〇	〇
大妻女子短大			〇〇		大阪城南女子短大	国		〇	

大 学 年	学 部	社会主事	司書(教)	学 芸 員	大 学 名	学 部	社会主事	司書(教)	学 芸 員
近畿大学短大	国 全 教 教 全 英 文 教 全 全 家 家 国・英	○	○		宇部短大	文 全 国 文 文・商 英 家 国 社 文 文 全 教 全 国 教 全	○	○	
金蘭短大			○		梅光女学院短大			○	
堺女子短大			○		萩女子短大			○	
四天王寺国際仏教短大				○	山口芸術短大				○
羽衣学園短大				○	四国女子短大				○
東大阪短大				○	徳島文理短大				○
明石短大				○	香川県明善短大				○
神戸学院女子短大				○	今治明德短大				○
神戸文化短大				○	九州大谷短大				○
神戸山手女子短大				○	純心女子短大				○
夙川学院短大				○	福岡女子短大				○
武庫川女子短大				○	九州龍谷短大				○
帝塚山短大				○	佐賀女子短大				○
奈良文化女子短大				○	長崎ウエスレヤン短大				○
鳥取女子短大				○	熊本短大				○
岡山女子短大				○	別府短大				○
就実短大				○	宮崎女子短大				○
美作女子短大				○	鹿児島女子短大				○
大下学園女子短大				○	鹿児島短大				○
広島文教女子短大		○							

注 社会主事→社会教育主事  
(教) →司書教諭  
短大の場合 社会主事補  
学芸員補  
全 →全学部, 学科受講可

<参考文献>

- 1) 文部省社会教育局 大学における社会教育主事, 司書・学芸員関係科目開設状況 昭和54年2月 文部省
- 2) 日本図書館協会 日本の図書館学教育 1988 <昭和62年調査> 日本図書館協会 1988
- 3) 日本図書館協会 図書館年鑑1989 日本図書館協会 1990
- 4) 全国大学案内 1991年対策版 梧桐書院 1990
- 5) 全国短期大学案内 1991年対策版 梧桐書院 1990